

# 川崎市コミュニティ施策検証有識者会議開催運営等要綱

制定 令和4年6月23日（局長専決）

## （趣旨）

第1条 この要綱は、川崎市コミュニティ施策検証有識者会議（以下「有識者会議」という。）の運営に関し、必要な基本事項を定める。

## （目的）

第2条 「これからのコミュニティ施策の基本的考え方」に基づく取組の検証を行うにあたり、次に掲げる事項について、有識者会議の委員の意見を求める。

- （1）「これからのコミュニティ施策の基本的考え方」に関する事
- （2）「これからのコミュニティ施策の基本的考え方」に基づく取組に関する事
- （3）その他必要な事項に関する事

## （委員）

第3条 有識者会議の委員は、コミュニティ施策に関し専門的見識を有する学識経験者および実践活動を行う専門家に就任を依頼する。

## （開催期間）

第4条 有識者会議は、必要に応じて開催する。

## （関係者の出席）

第5条 有識者会議は、市民意見の整理や進捗状況の確認のため必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

## （庶務）

第6条 有識者会議の庶務は、市民文化局コミュニティ推進部協働・連携推進課において処理する。

## （委任）

第7条 この要綱に定めるもののほか、有識者会議の運営に関し必要な事項は、市民文化局長が定める。

## 附 則

この要綱は、令和4年6月23日から施行する。